



岡商工連発第586号  
平成30年11月14日

商 工 会 長 殿

岡山県商工会連合会  
会長 金谷 征正

## 平成30年度「サンさん晴れのめぐみ」特産品認証に係る募集について

このことについて、下記のとおり本年度の募集を行いますので、関係事業者に周知いただき、積極的にご応募くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 募集対象とする特産品【応募できる商品】（一部抜粋）

- ① 地域の資源（農林水産物、技術、観光資源）等を活用した特産品であること。
- ② 表示内容が、商品の表示義務に適合したものであること。
- ③ 事業者が、販路拡大に熱意があり、事業展開に継続性があること。
- ④ 食品、非食品（工芸品を含む）は問わない。
- ⑤ 地元商工会の推薦があること。

※詳しくは、サンさん晴れのめぐみ認証制度実施要領をご覧ください。

#### 2. 応募の方法

各商工会にて取りまとめの上、**平成30年12月12日（水）17:00必着**で申込書及び推薦書、FCPシートを県連掲示板にて提出ください。添付できない商品の写真・パンフレット等があれば郵送にて提出ください。

#### 【お願い】

◇お申込みいただいた事業者は、平成30年12月20日（木）に開催される「サンさん晴れのめぐみ」認証委員会（ピュアリティーまきび13:30開会）にて、商品の紹介等を行っていただきますので、日程調整も併せてお願いします。

◇認証委員会に申込事業者が参加できない場合、確実な審査ができませんので、必ず申込事業者が出席くださいますようお願いいたします。なお、当日の商品説明等の時間につきましては、追ってご連絡いたします。

### 3. 認証商品の決定

認証商品については、平成30年12月20日（木）に開催する「サンさん晴れのめぐみ」認証委員会で審査のうえ、決定・通知します。審査会では、事業者からのヒアリング、商品の試飲・試食、申込書類の内容確認等を行い、認証・否認証を決定します。

**※必ずしもお申込みいただいた商品の全てが認証されるわけではありませんので、予めご了承ください。**

### 4. 支援の内容

- ①サンさん晴れのめぐみPRチラシ・冊子の作成
- ②百貨店、スーパー、土産物店などのバイヤーに対する商品情報の提供・商談の引継
- ③商談会に参加されたバイヤー等へのPRチラシ・冊子の配布
- ④県内外のマスコミ関係者へのチラシ配布、取材依頼・対応
- ⑤サンさん晴れのめぐみ認証シールの作成、認証商品に対するシールの無料配布
- ⑥その他、関係機関・マスコミ関係者を通じての情報発信

### 5. スケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 12月12日 | 募集締め切り   |
| 12月20日 | 認証委員会<br>※認証を希望する事業者のヒアリング・商品の説明<br>※認証商品を決定後、支援の可否を通知します。 |
| 12月下旬～ | 認証商品等の決定通知予定   |

### 6. その他

認証委員会開催時には、現物（商品・試作品）をご持参いただきます。

（担当：広域サポートセンター 栢菅・中山）

# サンさん晴れのめぐみ特産品認証制度実施要領

岡山県商工会連合会

## I 目的

この制度は、岡山県内の地域資源を活用した特産品について、県連合会が一定の基準を設け、サンさん晴れのめぐみ特産品認証委員会（以下「委員会」という。）が、その基準に適合するものを「サンさん晴れのめぐみ特産品」として認証することにより、県内特産品に対する消費者の信頼を高め、その販路拡大を図り、地域活性化に寄与することを目的とする。

## II 特産品の認証

- 1 県内商工会を通じて、様式1により認証希望を募集する。
- 2 応募特産品の中から認証特産品を決定する。
- 3 認証の決定を受けた事業者は、様式2により認証マーク使用を申請する。
- 4 様式2の提出を受けて、認証マーク使用を許可する。

## III 認証の基準

認証にあたっては、次の事項に該当する特産品であるものとする。

- 1 地域の資源（技術を含む）を活用した特産品であること。
- 2 原則として岡山県内に所在地を有する製造加工業者の製品であること。
- 3 「岡山県食の安全・食育条例」の定めに適合するものであること。
- 4 表示内容が、商品の表示義務に適合したものであること。
- 5 生産又は販売について、法令の規定による許可が必要な場合は、当該法令の規定による許可を受けた者でなければならない。
- 6 事業者が販路拡大に熱意があり、事業展開に継続性があること。
- 7 地域を代表し、地域文化を伝える「安全・安心」の特産品であること。
- 8 地元商工会の推薦があること。
- 9 その他、生産・販売に関する法令を遵守する対応がなされていること。
- 10 上記について、生産工場等の現地視察を行うこととする。

## IV 特産品の改良・開発支援

- 1 IIの募集において、直接認証には至らなかったが、改良・開発をすることにより認証を見込めるものを支援対象特産品として決定する。
- 2 各種支援制度を活用して支援対象特産品の改良・試作を支援する。
- 3 改良・試作された特産品を委員会において審査し、認証を決定する。
- 4 以下II 3, 4のとおり

## V 認証特産品の販路開拓支援の内容

- 1 サンさん晴れのめぐみ認証マークの表示
- 2 サンさん岡山、道の駅等での販売支援
- 3 特産品の商談会等への出展等の支援  
(対象事業者は、商談会等へ積極的に参加することとする。)

- 4 広報PR用資料、ホームページ等を活用しての販路拡大PR
- 5 その他販路拡大等に必要な支援

## VI 認証料

認証が決定した特産品については、認証料を徴収する。

- 1 新規 1品目につき 5,000円

## VII 認証マークの使用

認証マークの使用にあたっては、マークの版を利用しての特産品パッケージへの印刷又はシールを使用することとする。

## VIII 認証の有効期限・更新手数料

1 認証の有効期限は3年間とし、更新する場合は内容（デザイン・量・価格等）の見直しを行う。また、更新手数料として下記の金額を徴収する。

更新 1品目につき 3,000円

2 認証期間中に大幅な変更（デザイン・量・価格等）について変更があった場合は、再申請・再審査の上、問題がない場合は継続承認することとする。

## IX 認証事業者の責務

- 1 認証を受けている特産品以外には認証マークを使用してはならない。
- 2 認証特産品の計画的な生産及び適正な保管・流通に努めなければならない。
- 3 認証の基準、責務の規定に違反する行為があると認められるときは、委員会で協議し、認証マークの使用停止、取消しをすることができる。
- 4 認証された商品の製造を中止する場合や、認証の取り消しを求める場合に届出なければならない。

## X 認証マーク



(H24.9.10 改正)